

○「川田平八郎奨学基金」規程

1995年3月24日

規程第317号

(基金の目的)

第1条 学校法人立命館は、立命館宇治高等学校のスポーツ活動、文化活動ならびに国際交流の振興をはかるために、川田平八郎奨学基金（以下「基金」という）を設ける。

(基金の助成対象)

第2条 この基金による助成は、立命館宇治高等学校の生徒に対して支給するものとし、次の各号に定めるものに対して行う。

- (1) スポーツ成績および学術・学芸成績の優秀な入学者への奨学金の支給
- (2) スポーツ活動、文化活動に対する奨励金の支給
- (3) 国際交流に対する助成金の支給

2 この基金による助成の細目については、別に定める。

3 この助成金は、他の助成金や奨学金との重複を妨げない。

(基金の運用)

第3条 基金はこれを永続的に保持し、この基金による助成は、基金の運用から生ずる果実をもって行う。

2 基金の運用は、常任理事会において行う。

(基金の助成手続き)

第4条 基金の助成対象の決定については、「川田平八郎奨学基金助成委員会」（以下「委員会」という）がこれを行う。

2 この委員会の構成は、立命館宇治高等学校の校長、副校長、教頭、ならびに事務長による。委員長は校長とする。

3 基金の助成に関する事務は、立命館宇治中学校・高等学校事務室が行う。

第5条 削除

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、常任理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、1995年4月1日から施行する。

附 則（1997年6月30日財務課・会計課統合による名称変更に伴う改正）

この規程は、1997年6月30日から施行し、1997年4月1日から適用する。

附 則（2003年4月1日立命館宇治中学校設置に伴う一部改正）

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2006年4月1日機構改革に伴う一部改正）

この規程は、2006年6月28日より施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則（2007年3月1日付財務部事務体制再編に伴う改正）

この規程は、2007年4月18日から施行し、2007年3月1日から適用する。

附 則（2008年10月15日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正）

この規程は、2008年10月15日から施行する。